

本DPは、マクロな福祉国家の構造／動態分析とも、ミクロな制度分析とも異なる、社会保障の包括的な説明理論の構築に向けた一步を踏み出そうとしている。以下、理論的射程のさらなる広がり求め、論点を2点ほど提起してみたい。

#### ■ 社会貨幣と貨幣の脱商品化について

本DPにおいて「社会貨幣」なるものが、所得移転や減税支出(tax expenditure)を総括する理論的概念として提案されている。そして「社会貨幣」は、購買力の維持・増進（経済市場の要請）とともに、社会的（非経済市場）領域における分業・協力・協同の媒体や潤滑剤ともなりうるとの指摘がなされている。解釈の幅を広げれば、「社会貨幣」は、地域通貨のような社会性・公共性を標榜する（あるいは「貨幣の脱商品化」をねらいとするような）貨幣構想をも包摂しうるのではなかろうか。

ポランニーによれば、貨幣は労働力や土地とならぶ本源的生産要素であり、あくまで「擬制商品」とされる。その脱商品化（ブレトン＝ウッズ協定による為替管理）は、福祉国家の形成要因の一つと目されるが、ニクソン・ショック以降の変動相場制と近年の金融自由化により、貨幣の「再商品化」が進行しているとの指摘もある（武川正吾『連帯と承認』東京大学出版会 2008年,p.40）。こうしたなかで「社会貨幣」は、地域通貨さらには基本所得なども視野に入れ、貨幣の「脱商品化」を進めるものとして位置づけることができるのではないか。

また、社会貨幣のプロバイダーは（社会サービス同様）、中央政府や保険者のみではなく、理論的には、地域社会や民間非営利組織なども想定可能であると思われるが、この点についてはどのようにお考えになるか。

#### ■ 社会保障の「自律性」について

Fig.1 は、社会保障が各システムと対等かつ直接的にやりとりをしているかのような印象を与える。しかし社会保障が市場システムや共同体システムと、対等かつ直接的にやりとりすることは、実際にはほとんどないのではなかろうか。たしかに、市場システムや共同体システムが直に（行政システムを媒介せずに）社会保障とやりとりしようとするときもあるが、それはアノマリーな状態（偽装加入、横領、不正受給、未納・未加入などコンプライアンスを無視した直接的コントロール）としてあらわれてくると考えられる。

このように、社会保障の実態は、あくまで行政システムへの従属を基調とする「サブ・システム」となっており、外部環境（市場システム、共同体システム）と直接的にやりとりできるだけの「自律性」が十分に備わっているとはいえないのではないか。

本DPのモデルには、社会保障が「自律的なシステム」として、各システム（行政システム、市場システム、共同体システム）と対等にやりとりできるなった姿が徴候的に示されているように思われる。そして、社会保障がそのような「自律性」を獲得するための道筋として、社会市場の形成・発展を考えていくこともできるのではないだろうか。